



政府統計

報道関係者 各位

平成24年8月21日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

調査官 松尾 保

専門官 田部 美樹

労使関係第二係（内線 7667、7668）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3145

平成 23 年「労働争議統計調査」の結果

～「総争議」は 612 件、「争議行為を伴う争議」は 57 件でともに過去最少を更新～

厚生労働省では、このほど、平成 23 年「労働争議統計調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

「労働争議統計調査」は、我が国における労働争議について、行為形態や参加人数、要求事項などを調査し、実態を明らかにすることを目的としています。本調査では労働争議を 2 種類に大別しており、労働組合や労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争のうち、同盟罷業（ストライキ）などの争議行為が現実が発生したものを「争議行為を伴う争議」、争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与したものを「争議行為を伴わない争議」と言い、この 2 種類を合わせて「総争議」といいます。

【調査結果のポイント】

1 争議の件数

「総争議」は 612 件（前年に比べ 70 件（10.3%）の減）で 2 年連続の減少となり、「争議行為を伴う争議」は 57 件（同 28 件（32.9%）の減）で 4 年連続の減少となった。「総争議」「争議行為を伴う争議」とともに、比較可能な昭和 32 年以降、最も少なかった。

【P5 第 1 表、第 1 図、P11 附表】

2 争議行為を伴う争議の状況

「争議行為を伴う争議」の件数を行為形態別にみると、

(1) 「半日以上の同盟罷業」は 28 件（同 10 件（26.3%）の減）

(2) 「半日未満の同盟罷業」は 35 件（同 21 件（37.5%）の減）

で、いずれも 4 年連続で減少した。

【P6 第 2 表】

3 主要要求事項

争議の際の主な要求事項（複数回答、計 612 件）は、「賃金」に関するもの（267 件）が最も多く、次いで「経営・雇用・人事」（252 件）、「組合保障及び労働協約」（181 件）の順に多くなっている。

【P9 第 6 表】

4 労働争議の解決状況

平成 23 年中に解決した労働争議（解決扱いを含む）のうち、労使直接交渉による解決は 20.3%（前年 28.4%）、第三者関与による解決は 37.2%（同 34.0%）となっている。

【P10 第 7 表】

（注） 1 件の争議で複数の争議行為が行われた場合はそれぞれを計上しているため、上記 1 の「争議行為を伴う争議」の件数よりも、2 の (1) と (2) を合計した件数の方が上回っている。

詳細は、別添概況をご参照ください。